

令和3年10月20日（水）13時30分～

交通政策審議会海事分科会船員部会

第2回海上旅客運送業最低賃金専門部会

【富田労働環境対策室長】 それでは、ただいまから交通政策審議会海事分科会船員部会第2回海上旅客運送業最低賃金専門部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます、海事局船員政策課の富田でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員6名中6名のご出席となりますので、船員部会運営規則第13条において準用する同規則第10条第1項の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、資料の確認をさせていただきます。まず「議事次第」が1枚。それから「委員名簿」が1枚。それから「配布資料一覧」が1枚ございます。資料1として「海上旅客運送業最低賃金」の公示文が1枚。資料2として「海上旅客運送業の最低賃金の改正状況」が1枚。資料3として、海上旅客運送業に係る労使間協定賃金の資料が2枚ございます。いずれも前回の資料から抜粋したものを用意させていただいております。

配布資料については、以上でございます。資料は行き届いておりますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、早速議事に入りたいと思います。野川専門部会長、司会進行をよろしくお願いいたします。

【野川部会長】 それでは、議事を早速進めてまいりたいと存じます。「海上旅客運送業最低賃金の改正について」ですが、前回のこの第1回の部会のお話合いの後、お話を労使双方でされたと思いますが、その結果について、どちらからでも結構ですので、ご報告をお願いいたします。

平岡委員。

【平岡委員】 前回以降、使用者側のほうと、今年度の最低賃金はどうあるべきかということで協議はしてまいりました。それで、前回以降、改定することについては考え方はあるということ、要は水準がどうあるべきかということで論議はしたわけでございますけれども、使用者側のほうが、水準の話になると若干後退したような、その辺のところも見受

けられる中で、今年度について我々は第1回から主張していますように、やはりある程度の額の改定は必要だということを申し上げてきたわけですけれども、なかなかその辺のところで水準について全くかみ合わないというようなことで結論に至っていないというのが実情でございます。

【野川部会長】 今、平岡委員からお話しのご報告いただきましたが、使用者側から何か、そのお話し合いの結果に関する補足等ございますか。

佐藤委員。

【佐藤委員】 労働者側と全く一緒の考え方で、やっぱり上げることにはやぶさかではないんですが、水準となるとなかなか厳しいものがあるということで、結論に至っていないというのが、そういうことですね。

【野川部会長】 ありがとうございます。今、労使双方からご報告をいただきましたが、いまだ合意には至っていないということですので、まずこの場で引き続きどちらからでもご意見をいただきたいと存じます。いかかでしょうか。

中本委員。

【中本委員】 今年の最低賃金に関する考え方ですが、これまでもお話しさせていただいたとおり、生計費とか消費者物価指数は、上がってきております。また、このコロナ禍においても陸上では昨年より高水準での最低賃金の改定が行われています。労働者不足は、陸上のみならず、海上のフェリー、旅客船においても問題となっており、陸上諸産業との労働力確保の競争が始まっております。そのような中、陸上の最低賃金が昨年より上がったのに海上では昨年と同じぐらい、しかも上がらないとなると、若い人は海上に目を向けないおそれもありますので、後継者の確保の観点からも、ある程度水準での改善は必要であることを使用者側にもいま一度理解していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【野川部会長】 いかかでしょうか、ご意見。

中川委員。

【中川委員】 改定の方向というのは、先ほどもお話ししたとおり、何がしかというところあるんですが、水準としてはなかなか厳しいと。その背景としましては、コロナ1つとってはいけないと思うんですが、やっぱり現在の旅客船事業におきまして、確かに20年度に比べれば最近コロナも落ち着いてきてお客さん伸びております。これは明らかだと思います。

とはいいいながらも、実は燃料費のほうはかなり高騰しておりまして、先日も事業者さんと

お話しする機会あったんですが、対19年、コロナ前に比べて、20年比よりも実は収益としてはかなり落ち込んでいるという企業としての実態もありますので、その辺を厳しいというところをご理解していただきたいなと思っております。

【野川部会長】 ありがとうございます。ほか……。

平岡委員。

【平岡委員】 使用者側のほうからは上げたくないがための理由をる述べられると思うんですけども、今聞くところによりますと、コロナの状況についてお話をされているわけですが、それは海上だけではなく陸上のほうはもっと厳しい状況におかれていると我々は思っております。そういう中であって昨年については一応据置きということで陸上の中央最賃が、そのような状況の中で海上最賃についてはある程度一定の額で決着をしたわけでございます。その様なコロナ禍の状況にあっても今年は陸上については先ほど当方の中本委員が発言したとおり、過去最高の金額で決まっていると。この経緯はまぎれもない事実であって、それをもってどうするかということが本年度の最低賃金の改善をどのようにするのかと、私は思うと思っております。

また、それと中川委員のほうからは燃料油価格の問題ということですが、その問題をとらえて最低賃金がどうのこうのところで論議をされても、これは全くかみ合わないわけで、その辺も踏まえどうするかということがここでの協議だと思っております。

それと、今回配られています資料2で平成8年からの資料が出ております。平成8年から今年度に至るまで海上旅客最賃、これは10年間、11年間据え置かれております。その間、陸上の最低賃金はどうかであったかということですが、陸上においては毎年改善されてきています。ただ昨年は据置きということで1年ということになったわけですが、やはり陸上の最低賃金これは時給と月例の差はありますけれども、その辺のところでは差がどんどん縮まってきているんじゃないかと思えます。それとここ四、五年を振り返って見ますと、陸上は3%以上改定が行われています。その辺を踏まえますと、やはり今年度については、思い切ったとは言いませんが改善に向けた、ある程度の水準が必要であろうかと思っておりますので、その辺のところはご理解のほうを願いたいと思えます。

【野川部会長】 ありがとうございます。ほかにご意見ありますでしょうか。

佐藤委員。

【佐藤委員】 労働者側の言っていることも十分に理解しますし、またあれなんです、今回の中央の結果が地方にも多分結構反映してくるんじゃないかというところで、地方の

ほうではすごい状況な業者がいっぱいいると思いますので、なかなか私なんかの意見で大幅なアップっていうのはちょっと見込めないんじゃないかと。先ほど言ったみたいに、上げことをやぶさかではないんですが、もう低水準でお願いしたいというのが意見です、はい。

【野川部会長】 ありがとうございます。そろそろ双方のご意見について歩み寄りを進めてまいりたいと思います。一定の方向性を見いだすべく、一旦この場をクローズしまして、労使で膝を詰めて、労使だけです、率直な意見交換をして合意を目指していただきたいと思います。

前回もまたこれ、この部会が開かれるたびに申し上げるのですが、この最低賃金審議会、最低賃金というのは法律で定められた制度でございます、最低賃金を下回る額のお金しか払わなければ最終的には刑罰が用意されているという制度でございます。このような重要なものを国会、議会で決めるのではなく、このように労使が話し合って、そこで合意したことが尊重され、それが最低賃金として反映されるという仕組みを取っているというのは非常に重要なことです。

したがって、できる限り、労使が自主的に合意によって最低賃金額を示していただきたい。私どもが最終的には公益委員として最低賃金をご提案しご理解いただくということになるのは、二次的なものでございます。やはり最善は労使の合意によるということになります。このように労使の合意によって決まるということが長年にわたってできませんと、審議会制度によって最低賃金を決めること自体が無意味ではないかという声、今でも上がっているわけですね。で、将来的にそのようにトップダウンで最低賃金が決まるということにならないように、ぜひ、もちろんいろいろなご事情があるでしょうからそれは理解いたしますが、可能な限り労使の合意によって決めるという方向を目指していただきたいと思いません。

それでは、どうぞ別室が用意されておりますので、20分ほどですいませんがお願いいたします。どうぞ、お移りください。

(中 断)

【野川部会長】 お疲れさまでした。

それでは、お話合いの結果につきまして、どちらからでも結構ですので、ご報告をお願いします。

平岡委員。

【平岡委員】 先ほど部会長のほうからお時間をいただき、労使で改善すべく、その水準

について喧々譁々と話したわけでございますけれども、なかなかその辺のところでは水準で全く折り合わないというのが実情でございます。我々としては、使用者側が考えている水準では到底納得できるような話じゃないということを唱和するわけでございますけれども、使用者側には使用者側のやはりバックグラウンド含めての背景、その辺のところがあって、なかなかその辺のところでお互いに結論を見いだすことができなかつたというようなところでございます。

【野川部会長】 ということによろしいですか、使用者側。

それでは、この場をクローズして両方で膝を詰めてお話し合いをしていただきましたが、なお合意に至らないということでございますので、よろしければ公益委員のほうから何がしかの提案をさせていただくという方向に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 それでは、一旦この場をクローズしまして、別室で個別に労使双方のご意見をお聞かせいただき、その内容を踏まえて提案をさせていただくと、こういう形で進めさせていただきます。ご意見の聴取はそれぞれ10分程度を目安として考えていますので、よろしく願いいたします。なお、議論の整理をするために、事務局も同席をしていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 それでは、公益委員は別室に移りますので、順番にお呼びをしますので、来ていただいておりますことを伺うこととします。

(中 断)

【野川部会長】 どうも2度にわたってお呼び立てして、お疲れさまでした。

それでは、これから公益委員からの提案をさせていただきます。

最低賃金の改正について、後で正式な読み上げをいたしますが、まずは額だけ。

職員A、B、部員A、Bそれぞれにつきまして、550円を引き上げるということにしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、読み上げたいと思います。

最低賃金の本年度の改正につきましては、職員を550円引上げ、事務部職員を550円引上げ、部員を550円引上げて、適用する船員に係る最低賃金額の職員、これまで24万

6,800円でしたが、これを24万7,350円に、事務部職員19万2,700円を19万3,250円に、部員18万5,350円を18万5,900円にそれぞれ改正することが適当であるとの結論とし、船員部会に報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか、この場で。ありがとうございます。

それでは、これで第2回の海上旅客運送業最低賃金専門部会を終了したいと存じます。どうも皆様、ありがとうございました。

— 了 —